

教 生 学 第 1142 号
令和 7 年（2025 年）11 月 20 日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く）様
(各 市 町 村 立 学 校 長)
(各市町村立幼稚園及び認定こども園長)

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全担当局長 泉野将司

「クマ被害対策パッケージ」のとりまとめについて（通知）

このことについて、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課から、別添写しのとおり事務連絡がありましたので、通知します。

各市町村教育委員会及び学校におかれましては、ヒグマの出没に対する学校及び登下校の安全確保に取り組んでいただいているところですが、全国的にクマによる死者数が過去最多を大幅に更新し、国民の安全・安心を脅かす深刻な事態となっていることを踏まえ、今月 14 日「クマ被害対策等に関する関係閣僚会議」において、政府の「クマ被害対策パッケージ」が別添のとおり、取りまとめられました。

つきましては、各市町村教育委員会及び学校において、次の点を参考に、引き続き、安全対策に万全を期すようお願いします。

記

1 学校及び登下校時の安全確保に関する取組の周知等について

令和 7 年（2025 年）8 月 18 日付け教生字第 616 号通知「『学校における危機管理の手引（改訂第 3 版）』の追録について」及び令和 7 年（2025 年）10 月 31 日付け教生字第 1029 号通知「クマの出没に対する学校及び登下校の安全確保について」等を踏まえ、ヒグマ出没時に迅速かつ的確に対応できるよう、鳥獣行政担当部局や警察等の関係機関と連携し、地域の実情に応じた対応の検討・体制整備に努めるようお願いします。

2 学校における安全対策の強化について

文部科学省の「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」などでは、クマ出没への備えを含めた対応が可能とされていることから、必要に応じて、次年度以降の事業を活用した学校の安全対策の充実の検討をお願いします。

（学校安全係）

全国的にクマ被害が発生していることを踏まえ、政府において「クマ被害対策パッケージ」をとりまとめたので、学校及び登下校の安全確保への対策の検討や注意喚起等の参考にしてください。

(写)

事務連絡
令和7年11月17日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各國公立大学法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
各國公私立高等専門学校担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県専修学校主管課
専修学校を置く各國立大学法人担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

「クマ被害対策パッケージ」のとりまとめについて

この度、クマによる死者数が過去最多を大幅に更新し、国民の安全・安心を脅かす深刻な事態となっていることを踏まえ、今月14日「クマ被害対策等に関する関係閣僚会議」において、政府の「クマ被害対策パッケージ」が別添のとおりとりまとめられましたところ、特に教育委員会及び学校において参考としていただきたい点について下記のとおり整理しましたので、送付します。

このことについて、各都道府県・指定都市教育委員会においては所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管部課においては所轄の学校法人及び学校に対し、附属学校を置く各國公立大学法人担当課においては所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課においては所轄の学校設置会社及び学校に対し、各文部科学大臣所轄学校法人担当課においてはその設置する学校に対し、厚生労働省の専修学校主管課においては所管の専修学校に対して、それぞれ周知いただくようお願いします。

周知に際しては、全ての学校に一律に周知するのではなく、その周知先を適切にご判断いただくとともに、各学校において留意が必要な点を整理するなど、効率的・効果的な周知を行っていただくようお願いします。

記

1 学校及び上下校時の安全確保に関する取組の周知等について

文部科学省においては、「クマの出没に対する学校及び上下校の安全確保について」（令和7年10月30日付）事務連絡の発出や、都道府県等教育委員会向け緊急連絡会の開催（同年11月6日）を通じて、クマの出没時における児童生徒の安全確保に関し、通学路の点検・変更等の安全対策の実施や、各地域の実情に応じた学校の危機管理マニュアルの改訂等について、環境省作成の「クマ類の出没対応マニュアルー改定版ー」や、クマの生息地域を有する教育委員会の取組事例を交えて周知したところです。

また、警察庁においても「熊の出没による人身被害防止のための対応について（通達）」（令和7年10月24日付）を発出し、クマの出没時における警察と学校関係者が連携して、児童生徒の安全確保等を図ることとしています。

各教育委員会及び学校におかれでは、改めて当該事務連絡や緊急連絡会の内容を踏まえ、クマの出没時に迅速かつ的確に対応できるよう、鳥獣行政担当部局や警察等の関係機関と連携し、地域の実情に応じた対応の検討・体制整備に努めるようお願いします。

2 学校における安全対策の強化について

文部科学省においては、以下の事業を通じて学校における安全対策の取組を支援しています。これらの事業については、クマ出没への備えを含めた対応が可能ですので、必要に応じて、次年度以降事業の活用について検討をお願いします。

なお、下記も含め、クマ出没に対して学校安全に関する今年度の事業内容の変更を検討する場合については個別に相談してください。

（1）文部科学省の「学校安全総合支援事業」において、各学校の危機管理マニュアルを見直すための専門家等の派遣を支援

（2）文部科学省の「学校安全教室推進事業」において、都道府県等が実施する教職員等に対するクマ出没時対応も含めた研修の実施を支援

（3）文部科学省の「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」において、上下校見守りボランティアの活動にあたってクマ対応に必要となる消耗品（例：クマ鈴、クマ用ベル、ホイッスル等）を支援※現在11月20日（木）〆切で執行見込額調査において増額、減額申請受付中。

(別添 1)

「クマ被害対策パッケージ（概要）」

(別添 2)

「クマ被害対策パッケージ」

(参考)

令和 7 年 10 月 24 日 警察庁

「熊の出没による人身被害防止のための対応について（通達）」



<本件担当>

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課 安全教育推進室

電話：03-6734-2670,2695 E-Mail：anzen@mext.go.jp

クマ被害対策パッケージ（概要）

令和7年11月14日 クマ被害対策等に関する関係閣僚会議決定

- クマによる死者数が過去最多を大幅に更新し、国民の安全・安心を脅かす深刻な事態となっていることを踏まえ、関係省庁連携による緊急的な対策を含めた総合的な施策パッケージの実施により、国民の命と暮らしを守る。
- 人の生活圏からクマを排除するとともに、周辺地域等において捕獲等を強化することで、増えすぎたクマの個体数の削減・管理の徹底を図り、人とクマのすみ分けを実現する。

※いずれの取組も新規又は対策の強化を行うもの

緊急的に対応すること（★は着手済）

- ★緊急銃猟に係るノウハウや事例の整理・周知及び専門家派遣（環境省）
- ★緊急銃猟に係る責任範囲の周知等による捕獲従事者の不安払しょく（環境省）
- ★効果的な事例の共有などクマ対策の必要性に関する理解醸成（環境省）
- ★自治体職員による捕獲従事等に関する通知発出（環境省、総務省）
- ★インバウンドを含めた登山者等への多言語による情報発信等（環境省、観光庁）

短期的に取り組むこと

- 春期のクマ捕獲及び捕獲単価の増額を含む集落周辺個体の捕獲強化等による個体数の削減・管理の徹底（環境省、農林水産省、総務省）
- ガバメントハンターの入件費や資機材等の支援（環境省）
- クマ駆除技能を有する警察官の確保・資機材整備（警察庁）
- 市街地等での適切な麻醉銃の使用方法、効果的な捕獲方法・出没防止対策に関する情報提供（環境省、農林水産省）
- 緩衝帯・強固な柵の整備、誘引物の撤去、電気柵による防護強化、ICT等による出没情報の提供等（環境省、農林水産省、林野庁）
- 河川における出没対策のための樹木伐採や占用許可円滑化等（国土交通省）

中期的に取り組むこと

- 自治体における専門人材、高度な捕獲技術を持つ事業者・捕獲技術者（ガバメントハンター等）の育成（環境省、農林水産省）
- クマの個体数の削減、人の生活圏からの排除に向けたガイドライン改定等（環境省）
- 適切な個体数管理のための統一的な手法による個体数推定（環境省）
- 堅果類の豊凶調査に基づくクマ出没傾向に関する情報発信（環境省、林野庁）
- 保護区の設置・管理、広葉樹林化等による人の生活圏とのすみ分け（環境省、林野庁）

○ 各種対策について、交付金等による速やかな支援を実施

（主な対象経費）・ハンターへの手当等の捕獲推進にかかる費用
・ガバメントハンター入件費
・クマ対策関連資機材（はこわな、電気柵、クマスプレー、安全装備等）購入費
・緩衝帯整備費
・誘引物の撤去費
・ICTを活用した出没対策費
・人材育成のための研修費 等
※その他 警察官の資機材整備、河川の樹木伐採、旅行者への多言語発信などを実施

○ 交付金を受けて実施する事業や地方単独事業として実施するクマの駆除等に要する経費について、特別交付税措置を講じる

クマ被害対策パッケージ

クマ被害対策等に関する関係閣僚会議決定 令和7年11月14日

本年はクマによる死者数が過去最多を更新している。クマ本来の生息域である森林に近い環境だけでなく、多くの地域でクマが人里に侵入し、人身被害が増大・多様化・広域化しており、国民の安全・安心を脅かす深刻な事態となっている。こうした状況を踏まえ、国民の命と暮らしを守り、国民の安全・安心を取り戻すため、「クマ被害対策パッケージ（以下、「パッケージ」という。）」を策定し、関係省庁が緊密に連携し、実効性の高い対策を着実に、かつ、段階的に実行する。

人の生活圏においては、出没したクマを確実かつ迅速に排除するとともに、その周辺地域においては、出没を防止するための捕獲等を強化することで、個体数の削減を図る。また、科学的な根拠に基づく個体数管理の徹底を図ることで、人とクマのすみ分けを実現する。あわせて、こうした施策を進めるために必要な人材（ガバメントハンター等）の確保・育成、クマ対策に関する国民の理解醸成、リテラシー向上のための信頼できる情報発信を強化する。

こうした施策について、緊急的に対応すること、来春に向けて短期的に取り組むこと、中期的に取り組むことの3段階で迅速かつ着実に実行していく。このため、令和7年度補正予算及び令和8年度予算として必要な財源を確保するよう努める。

1. 緊急的に対応すること

①出没時の緊急対応

○緊急銃猟制度の着実な理解促進【環境省】

- 市町村が速やかに緊急銃猟の判断を行い、実行に移すことができるようになるため、現地研修会の実施やオンライン説明会を開催する（順次実施中）。
- 緊急銃猟の実施事例やポイントについて速やかに共有する（令和7年10月31日より順次実施）。

○自治体の緊急対応体制整備への支援【環境省】

- ・指定管理鳥獣対策事業交付金により、安全装備等の必要な資機材の購入、市町村による緊急銃猟マニュアルの作成、出没対応訓練、最新技術等を活用した出没情報の収集・提供等の支援を速やかに行う。
- ・自治体ニーズに応じたマニュアル作成支援や最新技術活用等に関する事例紹介などの技術的支援を行う（令和7年12月実施予定）。

○都道府県・市町村等と連携した出没時の安全確保【警察庁、文部科学省】

- ・関係機関との速やかな情報共有と対処に向けた協力体制を確立する。
- ・クマ出没時における地域住民の避難誘導、現場周辺に対する立入規制、警戒活動、広報・情報発信等により地域住民の安全を確保する。特に学校関係者と連携して児童生徒の安全を確保する。
- ・都道府県警察に対し、「熊の出没による人身被害防止のための対応について（通達）」により、地域住民の安全確保を指示した（令和7年10月24日実施済み）。

○警察によるライフル銃を使用したクマの駆除【警察庁】

- ・人里に侵入してきたクマを警察が保有するライフル銃を使用して駆除できるようにするため、「警察官等特殊銃使用及び取扱い規範」（平成14年国家公安委員会規則第16号）を改正した（令和7年11月13日公布・施行）。
- ・追加的・緊急的な対応として、令和7年11月4日、5日に担当者を岩手県及び秋田県に派遣して意見交換等を実施した。その上で、クマによる被害の大きい岩手県及び秋田県に、同月6日以降、他の都道府県警察の応援部隊を派遣し、現地の猟友会員等と連携したクマの特性等に関する教養・訓練を実施。今後、両県警察と合同でライフル銃によるクマ駆除の任務に従事する。

○農林業現場における人身被害防止の徹底【農林水産省、林野庁】

- ・農作業の安全確保や誘引物の撤去、捕獲活動等の被害防止対策中の安全確保の徹底等について都道府県に対し通知した（令和7年10月31日実施済み）。
- ・林業従事者等の安全確保や誘引物の撤去等の徹底について都道府県に対し通知した（令和7年11月7日実施済み）。
- ・作業者や農業者の安全確保のため、クマスプレーの導入に対しても鳥獣被害防止総合対策交付金により支援する。

○クマ出没時に対する学校及び登下校の安全確保に関する事務連絡の発出【文

【文部科学省、環境省】

- ・通学路の点検変更など、クマ出没時の安全対策等の実施や、各地域の実情に応じた学校における危機管理マニュアルの改訂等を、事例とともに事務連絡「クマ出没時に対する学校及び登下校の安全確保について」により周知した（令和7年10月30日実施済み）。

○都道府県等教育委員会向け緊急連絡会の開催【文部科学省、環境省】

- ・クマ生息地の教育委員会から学校における危機管理マニュアルの実例を説明するとともに、環境省担当者からクマ出没時対応マニュアルの周知説明を行った（令和7年11月6日実施済み）。

②人の生活圏への出没防止

○出没防止対策にかかる専門家派遣【環境省】

- ・クマの出没が頻発する自治体に対し、即効性のある具体的な出没防止対策について指導ができる専門家を派遣することで、迅速な被害防止対策を推進する（令和7年11月より順次実施）。

○人の生活圏への出没防止への支援拡充【環境省、農林水産省】

- ・指定管理鳥獣対策事業交付金等により、自治体のニーズに応じ、緩衝帯の整備、電気柵の設置、人の生活圏周辺での追い払い、放任果樹（柿など）等の誘引物の管理、人の生活圏への出没防止を目的としたはこわなの購入及び設置維持管理、ICT やドローンなど最新技術等を活用した出没情報の収集・提供等への支援を速やかに行う。

○人の生活圏への出没防止に向けた河川における取組に関する周知【国土交通省】

- ・クマの侵入を抑制するため、河川管理として樹木伐採を行う際に、施工順序や箇所の工夫を行うことや、河川区域内にわな等を設置する際の占用許可手続きを円滑に行うこと等の取組について、地方整備局・都道府県・政令指定都市に再周知した（令和7年11月4日実施済み）。

○国による公物管理を通じた情報提供【国土交通省】

- ・国の管理する道路、河川における日常的なパトロール・巡視等において、クマを発見した場合に市町村等へ通報することで、市町村等が行うクマ出没に関する情報収集を支援する。

③クマの個体数管理の強化

○クマの個体数管理のための支援【環境省、農林水産省】

- ・指定管理鳥獣対策事業交付金等により、集落の周辺における計画的なクマの個体数管理を実施するための支援を速やかに行う。

④早急な人材確保

○緊急銃猟における捕獲者の不安等の払拭【環境省】

- ・緊急銃猟における民事責任、刑事責任、行政処分の考え方について、丁寧に周知を図ることにより、捕獲者の不安等を払拭する（令和7年11月実施予定）。

○自衛隊OB、警察OB等への鳥獣保護管理への協力要請【環境省、防衛省、警察庁】

- ・自衛隊OBや警察OBを含む銃使用の経験と能力を有する者に対して、研修会への参加や狩猟免許の取得を促すとともに、都道府県や市町村による鳥獣保護管理に関する職員募集の情報を提供することにより、速やかに現場で活躍できるようにする（令和7年11月中実施予定）。

○自治体職員の捕獲従事等に関する通知の発出【環境省、総務省】

- ・自治体に対して、狩猟免許を有する者等を常勤職員等で任用することができることを周知すること、特殊勤務手当を支給できること、狩猟免許を有する自治体職員に対する緊急銃猟への協力の呼びかけを行うこと、クマ被害対策に係る緊急対応による業務量の増大に対し、心身の健康確保に留意すること等を助言する通知を発出する（令和7年11月14日）。

⑤情報の発信等

○自治体等によるクマ対策実施の理解醸成【環境省】

- ・クマの駆除に対する過剰なクレームが行政の対応を委縮させるおそれがあることから、環境大臣談話（令和7年10月17日）等により、国民に対して冷静な行動を呼びかけるとともに、毅然とした対応を取ることでクレーム抑制に効果のあった事例の共有を図る（令和7年11月14日）。

○インバウンドを含めた登山客等への多言語による情報発信【環境省・観光庁】

- ・SNSや国立公園のビジターセンター等を通じて、インバウンドを含む登山客等に対し、クマへの注意喚起や出没情報等について多言語で発信する。

(令和7年10月30日より順次実施)。

2. 短期的に取り組むこと

①出没時の緊急対応

○緊急銃猟制度の着実な理解促進【環境省】【一部再掲】

- ・市町村が速やかに緊急銃猟の判断を行い、実行に移すことができるようになるため、現地研修会の追加実施やオンライン説明会を開催する。
- ・令和7年7月に策定した「緊急銃猟ガイドライン」について、今期の実施事例を踏まえて令和7年度内に改正する。

○自治体の緊急対応体制整備への支援【環境省】【一部再掲】

- ・指定管理鳥獣対策事業交付金により、安全装備等の必要な資機材の購入、市町村による緊急銃猟マニュアルの作成、出没対応訓練、最新技術等を活用した出没情報の収集・提供等の支援を速やかに行う。
- ・緊急銃猟の実施に関する経費について、指定管理鳥獣対策交付金の補助率の暫定的な引き上げ等により推進を図る。

○効果的な捕獲方法・出没防止対策に関する情報提供【環境省、農林水産省】

- ・クマの効果的な捕獲方法（はこわなの仕様、設置方法等）及び出没防止対策（電気柵の設置方法等）に関する具体的な技術を紹介するレポートを作成し、自治体等に周知することや、専門家派遣を通じた技術的支援を実施する。

○麻醉を用いた捕獲方法に関する情報提供【環境省】

- ・市街地等での適切な麻醉銃猟や麻醉吹き矢による捕獲の方法や、麻醉により対処することが適当な状況等について紹介するレポートを作成し、自治体等に周知する。

○クマ駆除の技能を有する警察官の確保及び装備資機材の整備【警察庁】

- ・クマの出没・被害のある地域を管轄する都道府県警察において、現地の猟友会員等と連携したクマの特性等に関する教養・訓練を実施し、クマ駆除の技能を有する警察官を確保する。
- ・クマ駆除のために必要なライフル銃や防護用装備品等の装備資機材を整備する。

○農林業現場における人身被害防止の徹底【農林水産省、林野庁】【一部再掲】

- ・作業者や農林業者の安全確保のため、クマスプレーの導入等に対しても鳥

獣被害防止総合対策交付金等により支援する。

②人の生活圏への出没防止

○出没防止対策にかかる専門家派遣【環境省】【再掲】

- ・クマの出没が頻発する自治体に対し、即効性のある具体的な出没防止対策について指導ができる専門家を派遣することで、迅速な被害防止対策を推進する。

○人の生活圏への出没防止への支援拡充【環境省、農林水産省、林野庁】【一部再掲】

- ・指定管理鳥獣対策事業交付金等により、自治体のニーズに応じ、緩衝帯の整備、電気柵の設置、人の生活圏周辺での追い払い、放任果樹（柿など）等の誘引物の管理、人の生活圏への出没防止を目的としたはこわなの購入及び設置維持管理、ICT やドローンなど最新技術等を活用した出没情報の収集・提供等への支援を速やかに行う。
- ・緩衝帯の整備に加え強固な侵入防止柵も整備することで、集落への侵入を防止し、すみ分けを強化する。
- ・農作物への執着が強いクマ対策として、農地周辺の電気柵を二重に設置することで、掘り起こしを防止し防護を強化する。

○効果的な捕獲方法・出没防止対策に関する情報提供【環境省、農林水産省】 【再掲】

- ・クマの効果的な捕獲方法（はこわなの仕様、設置方法等）及び出没防止対策（電気柵の設置方法等）に関する具体的な技術を紹介するレポートを作成し、自治体等に周知することや、専門家派遣を通じた技術的支援を実施する。

○河川におけるクマ出没防止対策のため、樹木伐採や草木の踏み倒し等の促進 【国土交通省】

- ・都道府県等と調整し、クマの出没防止に資する河川の樹木伐採等について、施工順序や箇所の工夫を行うなど効果的に対策を実施する。
- ・河川管理者による対策に加え、河川管理者以外の者が河川において樹木伐採等を行う場合の河川法上必要な手続きについて円滑な運用を行う。

○河川におけるクマ対策等にかかる設置物の占用許可手続の円滑な実施の強化【国土交通省】

- ・河川にわな等を設置する際の占用許可手続きについて引き続き円滑に実施するとともに、一定のエリアで包括的に許可することにより、わな等の移動について柔軟な対応を可能とする。

③クマの個体数管理の強化

○春期のクマの捕獲の推進及び農業集落に出没する里に慣れた個体の捕獲強化等による個体数の削減・管理の徹底【環境省、農林水産省、総務省】

- ・現在、北海道等の一部地域において行われている春期のクマの捕獲など、個体数管理に有効な捕獲事業を、指定管理鳥獣対策事業交付金の補助率の暫定的な引き上げ等により推進を図る。
- ・クマの管理捕獲については高度な技術が必要となるため、すでに実施している自治体のノウハウの横展開等の技術的支援を行う。
- ・被害のある市町村単独での捕獲ではなく、クマの行動範囲を踏まえた広域的な捕獲を推進する。
- ・捕獲単価の増額や罠の導入等、捕獲に必要な経費を支援する。
- ・各自治体の上乗せ支援についても低水準の自治体が増額する等により可能な範囲で平準化するよう都道府県を通じて要請する。
- ・人口減少や高齢化が進む中山間地域等での取組強化に向け、わなの見回り負担軽減等に資するICT機器の活用を支援する。

④人材育成・確保

○ガバメントハンターの人材確保に関する支援【環境省】

- ・指定管理鳥獣対策事業交付金により、自治体が雇用するガバメントハンターの人物費の支援制度を創設する。併せて、ガバメントハンターをはじめとするクマの捕獲に従事する職員等の育成・確保に関する先進的な事例を共有する。

○捕獲従事者向け講習会の開催【環境省】

- ・新たにクマの捕獲に従事する関係者向けに、緊急銃猟制度、クマの特性を踏まえた捕獲技術、安全管理に関する注意事項等について学習するための講習会を開催する。

⑤情報の発信等

○国民等に向けたクマへの対応の情報発信【環境省】

- ・クマによる人身被害の状況の分析等を行い、クマとの遭遇の回避、遭遇時の対応等に関する信頼性のある情報を発信する。

○インバウンドを含めた登山客等への多言語による情報発信等【環境省・観光庁】【一部再掲】

- ・SNS や国立公園のビジターセンター等を通じて、インバウンドを含む登山客等に対し、クマへの注意喚起や出没情報等について多言語で発信するなど、観光客の安全・安心の確保を図る。

○森林の巡視の強化とクマ目撃情報の提供【林野庁】

- ・国有林職員が、地域住民の生活圏と近接する国有林等を巡視し、クマの出没を確認した場合に速やかに市町村等との情報共有を図る。

3. 中期的に取り組むこと

①出没時の緊急対応

○緊急銃猟制度の着実な理解促進【環境省】【一部再掲】

- ・市町村が速やかに緊急銃猟の判断を行い、実行に移すことができるようになるため、現地研修会の追加実施やオンライン説明会を開催する。

○自治体の緊急対応体制整備への支援【環境省】【一部再掲】

- ・指定管理鳥獣対策事業交付金により、安全装備等の必要な資機材の購入、市町村による緊急銃猟マニュアルの作成、出没対応訓練、最新技術等を活用した出没情報の収集・提供等の支援を速やかに行う。

○学校における安全対策の強化【文部科学省】

- ・文部科学省の「学校安全総合支援事業」において、各学校の危機管理マニュアルを見直すための専門家等の派遣や、文部科学省の「学校安全教室の推進事業」において、都道府県等が実施する教職員等に対するクマ出没時対応も含めた研修の実施を支援する。
- ・文部科学省の「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」において、登下校見守りボランティアの活動にあたってクマ対応に必要となる消耗品（クマ鈴、クマ用ベル、ホイッスル等）を支援する。

②人の生活圏への出没防止

○出没防止対策にかかる専門家派遣【環境省】【再掲】

- ・クマの出没が頻発する自治体に対し、即効性のある具体的な出没防止対策について指導ができる専門家を派遣することで、迅速な被害防止対策を推進する。

○人の生活圏への出没防止への支援拡充【環境省、農林水産省】【再掲】

- ・指定管理鳥獣対策事業交付金等により、自治体のニーズに応じ、緩衝帯の整備、電気柵の設置、人の生活圏周辺での追い払い、放任果樹（柿など）等の誘引物の管理、人の生活圏への出没防止を目的としたはこわなの購入及び設置維持管理、ICT やドローンなど最新技術等を活用した出没情報の収集・提供等への支援を速やかに行う。

○人の生活圏周辺におけるクマの捕獲強化【環境省】

- ・人の生活圏からクマを排除するとともに、周辺地域において出没を防止するための捕獲等を強化する方針について、鳥獣保護管理法に基づき都道府県が策定する「特定鳥獣保護・管理計画」策定のためガイドライン（クマ類編）において明確化し、都道府県における特定計画の改定・策定を支援する。
- ・「クマ類の出没対応マニュアル」を改定し、人の生活圏周辺でのクマの捕獲及びクマが人を恐れて近づかないようにさせるための具体的な技術や手法についてとりまとめる。

○堅果類の豊凶の把握・情報発信【環境省、林野庁】

- ・クマの出没傾向の参考情報となるブナ等の堅果類について、開花・結実状況の調査結果を取りまとめ、早期に情報発信を行う。

③クマの個体数管理の強化

○全国的な個体数調査・推計の実施【環境省】

- ・適切な個体数管理の水準を判断するために必要なクマの個体数について、都道府県と連携しながら全国統一的な手法で地域個体群毎に推計する。
- ・個体数推定に関する技術向上等に関する調査研究を進める。

○個体数の抑制・削減に関する目標設定の考え方の明確化【環境省】

- ・「特定鳥獣保護・管理計画策定のためのガイドライン（クマ類編）」を改定し、個体数の抑制・削減を図るべき個体数水準を新たに設定し、適切な個体数管理のための目標設定に関する考え方を示す。

○クマの個体数管理のための支援【環境省、農林水産省】【再掲】

- ・指定管理鳥獣対策事業交付金等により、集落の周辺における計画的なクマの個体数管理を実施するための支援を速やかに行う。

④人材育成・確保

○地方環境事務所等の体制強化【環境省】

- ・各都道府県のクマ対策について広域的な観点から支援し、県境をまたがるクマの個体数管理を推進するため、地方環境事務所におけるクマ対策の専門的職員の配置を強化する。

○自治体の専門的な人材の育成・確保の推進【環境省、農林水産省】

- ・クマ対策に関する助言を行う専門家、総合的な対策を推進するコーディネーター、現場での捕獲等を担うガバメントハンターなど、自治体においてクマ対策を担う人材について、戦略的な人材育成及び確保を推進する。

○高度な捕獲技術をもった専門的な事業者の育成【環境省】

- ・民間においても事業としてクマの捕獲を担えるよう、認定鳥獣捕獲等事業者など高度な捕獲技術を持った専門的な事業者の育成を進める。

○捕獲技術者の育成支援【環境省、農林水産省】

- ・指定管理鳥獣対策事業交付金により、ガバメントハンターを含む自治体の専門的な人材及び民間で捕獲等を担う専門的な事業者の育成に向けた研修会の実施等への支援を行う。
- ・大学と連携した「野生動物管理教育プログラム」を継続するほか、農林大学校における狩猟免許の取得に向けた研修の実施への支援など、中・長期的な人材育成を進める。

○自衛隊 OB、警察 OB 等への鳥獣保護管理への協力要請【環境省、防衛省、警察庁】【再掲】

- ・自衛隊 OB や警察 OB を含む銃使用の経験と能力を有する者に対して、研修会への参加や狩猟免許の取得を促すとともに、都道府県や市町村による鳥獣保護管理に関する職員募集の情報を提供することにより、速やかに現場で活躍できるようにする。

⑤クマの生息環境の保全・整備

○クマの安定的な生息環境の確保【環境省】

- ・鳥獣保護区等の保護区を適切に設置・管理することなどにより、クマが安

定的に生息し、人の生息圏とのすみ分けができる環境を確保する。

○針広混交林や広葉樹林への誘導等への支援【林野庁】

- ・生息環境の保全・整備に向けた針広混交林化や広葉樹林への誘導等を行うとともに、病害虫被害の防除を実施する。

⑥その他

○クマ被害対策技術等に関する研究開発の推進【環境省】

- ・ICT やドローン等を活用したクマ被害対策や効果的な捕獲方法等の技術開発を支援するとともに、国においても効果的・効率的な個体数推定手法や出没リスクの評価等に関する研究開発を推進する。

○国立公園におけるクマへの安全対策強化【環境省】

- ・各国立公園におけるクマ対策マニュアルを作成するとともに、国立公園のキャンプ場等における電気柵やフードロッカーの設置などの安全対策の強化を図り、利用者が安心して国立公園の自然を楽しめるような環境整備を行う。

○インバウンドを含めた登山客等への多言語による情報発信等【環境省・観光庁】【一部再掲】

- ・SNS や国立公園のビジターセンター等を通じて、インバウンドを含む登山客等に対し、クマへの注意喚起や出没情報等について多言語で発信するなど、観光客の安全・安心の確保を図る。

4. 財政措置に関するここと

- ・これらの対策を実施するため、指定管理鳥獣対策事業交付金、鳥獣被害防止総合対策交付金等による速やかな支援を実施する。また、地方自治体のニーズに応じた柔軟な運用に努めるほか、省庁間の連携により各交付金の対象経費や役割分担等について分かりやすく周知を図る。
- ・交付金（ガバメントハンターの人材確保に関する支援をはじめとする拡充分を含む）を受けて自治体が実施する事業に加え、自治体が交付金を活用せず地方単独事業として実施するクマの駆除等に要する経費について、特別交付税措置を講じる。